

子ども教育課からのお知らせ

小中学生の就学援助申請受付について

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は **子ども教育課 2階窓口** へお越しください。

- ▶ **対 象 者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。
- ▶ **申 請 期 間** 6月1日(火)～6月23日(水) 8時30分～17時15分(土・日を除く)
※6月16日(水)は夜間役場のため20時まで受付
※受付期間を過ぎた場合は、その翌月からが支給対象となります。
- ▶ **申請に必要な物**
 - ・印鑑(認印)
 - ・校納金振替口座の通帳
 - ・所得証明書(令和3年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の人全員分)
 - ・児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)
- ▶ **援 助 期 間** ①申込期間中の申請の場合⇒4月分からの援助
②申込期間後の申請の場合⇒申請した翌月分から援助
- ▶ **支 給 時 期** 8月末、12月末、令和4年3月末の年3回
- ▶ **そ の 他**
 - ・5月下旬に小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布しています。
 - ・就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
 - ・これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。令和3年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請してください。

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

子ども教育課からのお知らせ

特別支援教育相談会のお知らせ

現在、小学生のお子さんがいるご家庭と、来春、小学1年生になるお子さんがいるご家庭を対象に、特別支援教育に関する相談会を実施します。

落ち着きがない、友だちと遊べない、ことばが遅れている、学習についていけないのでは…など、日ごろ、お子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談会は、町内の小中学校の先生や専門の先生、子ども教育課の職員が対応します。

- ▶ **日 時** 8月5日(木) 13時30分～ 個別相談(1家庭30分以内)
- ▶ **場 所** アザレアホール須恵
- ▶ **申込期限** 7月15日(木)まで
- ※相談を希望する人は、子ども教育課 2階窓口に応答書がありますので、ご記入の上、提出してください。

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

☎…問い合わせ先

児童手当



6月は現況届の提出月です。 お忘れなく！

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出方法は次のとおりです。

- ▶ **申請方法** 子ども教育課 1階4番窓口へ持参または郵送
- ▶ **申請期間** 6月30日(水)まで
- ▶ **申請に必要な書類**
 - ・現況届用紙(該当する人へ5月末までに郵送します)
 - ・健康保険被保険者証の写し(請求者が社会保険に加入している場合)※児童と別居している場合などは、別途提出が必要な書類があります。
- ▶ **問い合わせ先** 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

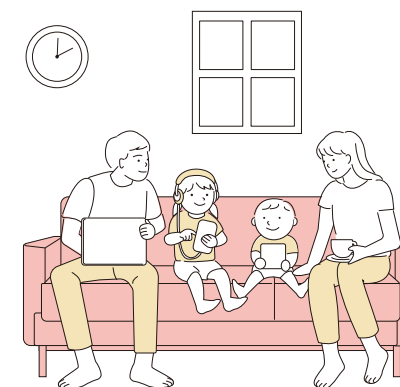
※新型コロナウイルス感染防止対策のため、できるだけ郵送での提出にご協力ください。

児童手当とは

児童手当は、児童を養育している人に支給することで、家庭における生活の安定と児童の健やかな成長に役立てることを目的とした制度です。

須恵町に住民登録している人で、中学校3年修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者の中で、主に所得の高い人)が請求できます。

支給額は次のとおりです。ただし所得制限があり、所得制限を超えた場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。



3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第1子・第2子)
3歳以上小学校修了前	15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)
所得制限を超えた場合は特例給付	5,000円(一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

例 次の4人の子どもを養育している場合(大学1年生、高校2年生、中学3年生、小学6年生)

児童手当では、高校2年生の児童から第1子と数えるので、小学6年生の児童は第3子となり、通常10,000円の手当が15,000円になります。高校生の児童が卒業すれば、第3子扱いはなくなり、10,000円になります。